

○厚生労働省告示第三百九十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の施行に伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間（平成二年労働省告示第八十三号）は、廃止する。

第二 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二の一中「第二十三条」を「第二条第四号」に改める。

第三 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第三十条の二第一項」を「第二条第四号」に改める。

第四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数（平成十五年厚生労働省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改める。

第五 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改める。

第六の一中「第三十条の三」を「第三十条の四」に改める。